

宮津与謝クリーンセンターにおける公害防止基準 (焼却飛灰のダイオキシン類濃度)の再超過に係る対応状況について ～ごみの搬入は継続しています～

令和3年8月10日に、宮津与謝クリーンセンターにおいて、公害防止基準(焼却飛灰のダイオキシン類濃度)の再超過が判明し、8月13日、焼却炉を停止しました。

最終処分場へ埋立処理する「焼却飛灰」の搬出は、8月10日から停止し、当面、クリーンセンター内で保管するため、当施設の周辺環境への影響はありませんが、今回2回目となる公害防止基準の超過により、皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことをお詫び申し上げます。

10月末現在、基準値の超過原因の特定と恒久対策の検討のため、試験運転を実施中ですが、主な経緯と対応状況等は、以下のとおりです。なお、ごみの収集や直接搬入は、従来どおり継続(可燃ごみは外部処理)し、ごみの排出に支障のないよう対応しています。

1 主な経緯

- ・ 7/28 定期測定のための試料採取(組合の定期測定と運営事業者の自主測定によりダブルチェック)
- ・ **8/10 「飛灰」について、公害防止基準値超過判明(運営事業者の自主測定値)**
⇒ 8/17 組合測定値も「飛灰」公害防止基準値超過判明(3.9 ng-TEQ/g)

ダイオキシン類	単 位	法規制 基準値	自主基準値 (協定値)	運営事業者の測定結果
				採取日 R3.7.28
排ガス	ng-TEQ/m ³ N	5	0.1	0.0000013
飛 灰	ng-TEQ/g	3	3	3.3 (0.3 超過)

- ・ 8/11 地元2地区(須津・石川)へ報告・協議
- ・ **8/12 焼却炉停止指示(13日 停止完了)**
〔「焼却飛灰」の基準値超過は地元との「施設設置協定」に基づく焼却炉停止要件ではありませんが、組合管理者の判断で停止〕
- ・ 8/13 京都府丹後保健所から改善報告書の提出書面指導
- ・ 8/18 当組合から施設運営事業者(タクマ・タクマテクノス運営JV)へ是正勧告
- ・ 8/20 「飛灰処理物」埋立先(宮津市・与謝野町各最終処分場)の環境影響調査(放流水、地下水の採水)⇒(10/4 各基準値以下を確認)
- ・ 8/23 京都府丹後保健所へ(第1回)報告書提出
- ・ 8/24 可燃ごみ外部搬出開始(大阪府和泉市:民間処理施設)
当組合議会全員協議会開催(対応状況等説明)
- ・ 9/1～2 第1回地元説明会(2地区)(試験運転の実施了承)
- ・ **10/14～12/上旬(予定) 試験運転及び分析総括(原因特定と恒久対策検討)**
- ・ 10/21 当組合議会全員協議会開催(対応状況等説明)

